

改定前	改定後
<p>ValueDoor ワンタイムパスワード認証サービス利用規定</p> <p>(2022年10月改定)</p> <p>(略)</p> <p>第1条 ワンタイムパスワード認証サービスの内容等</p> <p>(1) ワンタイムパスワード認証サービスの内容 ワンタイムパスワード認証サービスは、ValueDoor 利用規定第4条に定める ValueDoor 追加認証として、契約者が ValueDoor にて提供されるサービスの提供を受ける際に当行所定の取引について、ValueDoor 認証に追加して、当行が契約者に貸与する機器（以下「ワンタイムパスワードカード」といいます）、もしくは契約者が所有するスマートフォンにインストールした当行所定のワンタイムパスワードを生成するアプリ（以下「ワンタイムパスワードアプリ」といいます。）により生成された可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます）により認証するサービスをいいます。</p>	<p>ValueDoor ワンタイムパスワード認証サービス利用規定</p> <p>(2024年8月改定)</p> <p>(略)</p> <p>第1条 ワンタイムパスワード認証サービスの内容等</p> <p>(1) ワンタイムパスワード認証サービスの内容 本サービスは、ValueDoor 利用規定第4条に定める ValueDoor 追加認証として、契約者が ValueDoor にて提供されるサービスの提供を受ける際に当行所定の取引について、ValueDoor 認証に追加して、当行が契約者に貸与する機器（以下「ワンタイムパスワード端末」といいます）、もしくは契約者が所有するスマートフォンにインストールした当行所定のワンタイムパスワードを生成するアプリ（以下「ワンタイムパスワードアプリ」といいます。）により生成された可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます）により認証するサービスをいいます。ワンタイムパスワード端末には、カメラ機能が付いた端末（以下「カメラ付きトークン」といいます）とカード型の端末（以下「ワンタイムパスワードカード」といいます）の二種類があります。</p>

第2条 本サービスの利用

- (1) **ワンタイムパスワードカード・ワンタイムパスワードアプリの発行**
本サービスは、ValueDoor 認証に追加して実施される認証サービスです。本サービスを利用可能な ValueDoor 認証の種類は、当行所定の種類とします。

契約者が当行所定の方法により本サービスを申し込み当行が受け付けた場合、当行は契約者にワンタイムパスワードカードもしくはワンタイムパスワードアプリ初期設定用二次元コード（以下、二次元コード）を発行します。ただし、契約者にワンタイムパスワードカードと二次元コードのいずれかを発行するかは当行の裁量とします。また、当行の裁量により、この申込を拒否することができるものとします。また、当行がセキュリティ強化等の目的で契約者による本サービスの利用が必要と判断した場合にも、契約者に通知のうえ、ワンタイムパスワードカードもしくは二次元コードを発行します。ワンタイムパスワードカードまたは二次元コードの発行を受けた契約者は、ワンタイムパスワードカードもしくはワンタイムパスワードアプリを用いて本サービスを利用するものとします。

ワンタイムパスワードカードは、契約者の ValueDoorID に、契約者に発行したワンタイムパスワードカードを識別するための番号（以下「シリアル番号」といいます）を登録したうえで、当行より契約者の届出住所または契約者の指定した住所宛に郵送、または当行所定の方法で契約者に交付するものとします。

ワンタイムパスワードアプリは、当行は契約者に二次元コードを発行します。二次元コードは、契約者の ValueDoorID に、契約者に発行した二次元コードを識別するための情報を登録したうえで、当行より契約者の届出住所または契約者の指定した住所宛に郵送、または当行所定の方法で契約者に交付するものとします。

当行が契約者に対しワンタイムパスワードカードもしくは二次元コードを郵送または交付したときから、契約者と当行との間で本サー

第2条 本サービスの利用

- (1) **ワンタイムパスワード端末・ワンタイムパスワードアプリの発行**
本サービスは、ValueDoor 認証に追加して実施される認証サービスです。本サービスを利用可能な ValueDoor 認証の種類は、当行所定の種類とします。

契約者が当行所定の方法により本サービスを申し込み当行が受け付けた場合、当行は契約者にワンタイムパスワード**端末**もしくはワンタイムパスワードアプリ初期設定用二次元コード（以下、二次元コード）を発行します。ただし、契約者にワンタイムパスワード**端末**と二次元コードのいずれかを発行するかは当行の裁量とします。また、当行の裁量により、この申込を拒否することができるものとします。また、当行がセキュリティ強化等の目的で契約者による本サービスの利用が必要と判断した場合にも、契約者に通知のうえ、ワンタイムパスワード**端末**もしくは二次元コードを発行します。ワンタイムパスワード**端末**または二次元コードの発行を受けた契約者は、ワンタイムパスワード**端末**もしくはワンタイムパスワードアプリを用いて本サービスを利用するものとします。

ワンタイムパスワード**端末**は、契約者の ValueDoorID に、契約者に発行したワンタイムパスワード**端末**を識別するための番号（以下「シリアル番号」といいます）を登録したうえで、当行より契約者の届出住所または契約者の指定した住所宛に郵送、または当行所定の方法で契約者に交付するものとします。

ワンタイムパスワードアプリは、当行は契約者に二次元コードを発行します。二次元コードは、契約者の ValueDoorID に、契約者に発行した二次元コードを識別するための情報を登録したうえで、当行より契約者の届出住所または契約者の指定した住所宛に郵送、または当行所定の方法で契約者に交付するものとします。

当行が契約者に対しワンタイムパスワード**端末**もしくは二次元コードを郵送または交付したときから、契約者と当行との間で本サービ

ビスに関する利用契約（以下「本利用契約」といいます）が締結され、本利用契約の効力が発生するものとします。

(2) **ワンタイムパスワードカードの所有権等**

ワンタイムパスワードカードの所有権は、当行に帰属するものとし、当行は、契約者にワンタイムパスワードカードを貸与するものとします。ワンタイムパスワードカードは、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできないものとします。

(3) **ワンタイムパスワードカード・ワンタイムパスワードアプリの利用開始手続**

当行がワンタイムパスワードカード・二次元コードの発行または再発行を行った場合は、契約者はワンタイムパスワードカード・ワンタイムパスワードアプリの利用に際し、当行に利用開始の依頼を行うものとします。ワンタイムパスワードカードで利用開始の依頼を行う場合、契約者は、当行宛に当該手続時のワンタイムパスワードを当行所定の方法により正確に伝達するものとします。

伝達した内容を当行が確認し、当行が認識したワンタイムパスワードが、当行が保有しているシリアル番号に対応するワンタイムパスワードと一致した場合には、当行は契約者からの利用開始の依頼とみなします。ワンタイムパスワードカードは、当行の所定の利用登録手続完了後の当行所定の時期に利用できるものとします。

(4) **ワンタイムパスワードカード・ワンタイムパスワードアプリの起動用暗証番号**

契約者は、ワンタイムパスワードカードに、ワンタイムパスワードを表示させる為の当行所定の起動用暗証番号を設定することができるものとします。契約者が一度、起動用暗証番号を設定した場合は、起動用暗証番号の設定がない状態に戻すことはできないものと

スに関する利用契約（以下「本利用契約」といいます）が締結され、本利用契約の効力が発生するものとします。

(2) **ワンタイムパスワード**端末**の所有権等**

ワンタイムパスワード**端末**の所有権は、当行に帰属するものとし、当行は、契約者にワンタイムパスワード**端末**を貸与するものとします。ワンタイムパスワード**端末**は、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできないものとします。

(3) **ワンタイムパスワード**端末**・ワンタイムパスワードアプリの利用開始手続**

当行がワンタイムパスワード**端末**・二次元コードの発行または再発行を行った場合は、契約者はワンタイムパスワード**端末**・ワンタイムパスワードアプリの利用に際し、当行に利用開始の依頼を行うものとします。ワンタイムパスワード**端末**で利用開始の依頼を行う場合、契約者は、当行宛に当該手続時のワンタイムパスワードを当行所定の方法により正確に伝達するものとします。

伝達した内容を当行が確認し、当行が認識したワンタイムパスワードが、当行が保有しているシリアル番号に対応するワンタイムパスワードと一致した場合には、当行は契約者からの利用開始の依頼とみなします。ワンタイムパスワード**端末**は、当行の所定の利用登録手続完了後の当行所定の時期に利用できるものとします。

(4) **ワンタイムパスワード**端末**・ワンタイムパスワードアプリの起動用暗証番号**

契約者は、ワンタイムパスワードカードに、ワンタイムパスワードを表示させる**ための**当行所定の起動用暗証番号を設定することができるものとします。**また契約者は、カメラ付きトークンに、ワンタイムパスワードを表示させるための当行所定の起動用暗証番号を設**

します。契約者が、設定した起動用暗証番号と異なる起動用暗証番号を当行所定の回数以上連続して入力した場合は、ワンタイムパスワードは表示されなくなるものとします。契約者がワンタイムパスワードの再表示の依頼をする場合には、当行所定の方法により当行宛に届け出るものとします。

また契約者は、ワンタイムパスワードアプリに、ワンタイムパスワードアプリ起動させるための当行所定の起動用暗証番号もしくは当行所定のスマートフォン内蔵の生体認証を設定します。契約者が、設定した起動用暗証番号と異なる起動用暗証番号を当行所定の回数以上連続して入力した場合は、ワンタイムパスワードは表示されなくなるものとします。暗証番号もしくは契約者がワンタイムパスワードの再表示の依頼をする場合には、当行所定の方法により当行宛に届け出るものとします。

(5) ワンタイムパスワードカードの有効期限

ワンタイムパスワードカードの有効期限は当行が定める期限までとします。当行は、ワンタイムパスワードカードの有効期限が近づくと当行所定の方法により契約者に案内するものとし、契約者は、当行所定の方法により更新の手続を行うものとします。

また、ワンタイムパスワードカードは、電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなると使用できません。契約者は、ワンタイムパスワードカードのボタン押下時に電池残量が一定量以下となった旨が表示された場合、当行所定の方法によりワンタイムパスワードカードの再発行の依頼を行うものとします。

定するものとします。契約者が一度、起動用暗証番号を設定した後には、起動用暗証番号の設定がない状態に戻すことはできないものとします。契約者が、設定した起動用暗証番号と異なる起動用暗証番号を当行所定の回数以上連続して入力した場合は、ワンタイムパスワードは表示されなくなるものとします。契約者がワンタイムパスワードの再表示の依頼をする場合には、当行所定の方法により当行宛に届け出るものとします。

また契約者は、ワンタイムパスワードアプリに、ワンタイムパスワードアプリを起動させるための当行所定の起動用暗証番号もしくは当行所定のスマートフォン内蔵の生体認証を設定するものとします。契約者が、設定した起動用暗証番号と異なる起動用暗証番号を当行所定の回数以上連続して入力した場合は、ワンタイムパスワードは表示されなくなるものとします。契約者が起動用暗証番号もしくはワンタイムパスワードの再表示の依頼をする場合には、当行所定の方法により当行宛に届け出るものとします。

(5) ワンタイムパスワード端末の有効期限

ワンタイムパスワード端末の有効期限は当行が定める期限までとします。当行は、ワンタイムパスワード端末の有効期限が近づくと当行所定の方法により契約者に案内するものとし、契約者は、当行所定の方法により更新の手続を行うものとします。

また、ワンタイムパスワード端末は、電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなると使用できません。契約者は、ワンタイムパスワード端末のボタン押下時に電池残量が一定量以下となった旨が表示された場合、当行所定の方法によりワンタイムパスワード端末の再発行の依頼または契約者自身でカメラ付きトークンの電池の交換を行うものとします。

(6) ワンタイムパスワードカード・ワンタイムパスワードアプリの再発行等

当行がワンタイムパスワードカード・二次元コードの再発行の依頼を受け付けた場合、当行は、ワンタイムパスワードカード・二次元コードを再発行のうえ、契約者の届出住所宛に郵送または当行所定の方法で交付します。

この場合、契約者は本条（3）の利用開始手続を行うものとします。

(7) ワンタイムパスワードカード・ワンタイムパスワードアプリの紛失等

契約者は、ワンタイムパスワードカード・ワンタイムパスワードアプリをインストールしたスマートフォン・二次元コードを失ったときまたは偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当行所定の方法によって当行に届け出るとともに、ValueDoorIDの停止等契約者以外による不正利用を防ぐために必要な措置を取るものとします。この届出を受けたときは、当行は当行所定の期間内に当行所定の方法により本サービスの利用停止措置を講じます。利用停止措置に期間がかかることにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

契約者は、本サービスの利用を再開する場合、当行所定の方法によりワンタイムパスワードカード・二次元コードの再発行を依頼するものとします。

(6) ワンタイムパスワード**端末**・ワンタイムパスワードアプリの再発行等

当行がワンタイムパスワード**端末**・二次元コードの再発行の依頼を受け付けた場合、当行は、ワンタイムパスワード**端末**・二次元コードを再発行のうえ、契約者の届出住所**または契約者の指定した住所**宛に郵送または当行所定の方法で交付します。

この場合、契約者は本条（3）の利用開始手続を行うものとします。

(7) ワンタイムパスワード**端末**・ワンタイムパスワードアプリの紛失等

契約者は、ワンタイムパスワード**端末**・ワンタイムパスワードアプリをインストールしたスマートフォン・二次元コードを失ったときまたは偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当行所定の方法によって当行に届け出るとともに、ValueDoorIDの停止等契約者以外による不正利用を防ぐために必要な措置を取るものとします。この届出を受けたときは、当行は当行所定の期間内に当行所定の方法により本サービスの利用停止措置を講じます。利用停止措置に期間がかかることにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

契約者は、本サービスの利用を再開する場合、当行所定の方法によりワンタイムパスワード**端末**・二次元コードの再発行を依頼するものとします。

第3条 本サービスによる追加認証としての本人確認

(1) 追加認証としての本人確認

本サービスの利用開始後、当行は当行所定の取引について ValueDoor 認証に加えてワンタイムパスワードによる ValueDoor 追加認証を行います。この場合には、契約者は、ValueDoor 認証での本人確認後に、ValueDoor 追加認証としてワンタイムパスワードを当行所定の方法により正確に伝達するものとします。また、当行所定の取引においてワンタイムパスワードアプリで ValueDoor 追加認証を行う時、取引内容の一部をワンタイムパスワードアプリに表示することがあります。その場合、契約者は表示された取引の内容に相違ないか確認した後、ワンタイムパスワードを当行所定の方法により伝達するものとします。当行が確認し、認識したワンタイムパスワードが、当行が保有しているワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当行は契約者からの取引の依頼とみなします。

(2) 本サービスの一時停止中における本人確認の特例

当行は、以下の各号の場合、通常時は本サービスによる ValueDoor 追加認証が必要な取引について、一時的に本サービスによる ValueDoor 追加認証なく ValueDoor 認証のみで取引できるよう変更すること（以下「一時停止」といいます）ができるものとし、契約者はこのことを理解して本サービスを利用するものとします。この場合、一時停止中に ValueDoor 認証のみで行われた取引については、本サービスによる ValueDoor 追加認証が正常に行われたものとみなします。そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

- ① ワンタイムパスワードカード・二次元コードの再発行に際し、契約者が当行所定の方法で一時停止を申し出た場合。

第3条 本サービスによる追加認証としての本人確認

(1) 追加認証としての本人確認

本サービスの利用開始後、当行は当行所定の取引について ValueDoor 認証に加えてワンタイムパスワードによる ValueDoor 追加認証を行います。この場合には、契約者は、ValueDoor 認証での本人確認後に、ValueDoor 追加認証としてワンタイムパスワードを当行所定の方法により正確に伝達するものとします。また、当行所定の取引においてワンタイムパスワードアプリまたはカメラ付きトークンで ValueDoor 追加認証を行う時、取引内容の一部をワンタイムパスワードアプリまたはカメラ付きトークンに表示することがあります。その場合、契約者は表示された取引の内容に相違ないか確認した後、ワンタイムパスワードを当行所定の方法により伝達するものとします。当行が確認し、認識したワンタイムパスワードが、当行が保有しているワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当行は契約者からの取引の依頼とみなします。

(2) 本サービスの一時停止中における本人確認の特例

当行は、以下の各号の場合、通常時は本サービスによる ValueDoor 追加認証が必要な取引について、一時的に本サービスによる ValueDoor 追加認証なく ValueDoor 認証のみで取引できるよう変更すること（以下「一時停止」といいます）ができるものとし、契約者はこのことを理解して本サービスを利用するものとします。この場合、一時停止中に ValueDoor 認証のみで行われた取引については、本サービスによる ValueDoor 追加認証が正常に行われたものとみなします。そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

- ① ワンタイムパスワード端末・二次元コードの再発行に際し、契約者が当行所定の方法で一時停止を申し出た場合。

- ② 本サービスのシステムメンテナンス等の実施に際し、当行が一時停止する場合。ただし、当行は ValueDoor 画面に掲載する等の方法により事前通知するものとします。
- ③ 契約者が当行所定の方法で一時停止を申し込み、当行が受け付けた場合。

第4条 免責事項

(1) 本人確認手段の不正使用等

ValueDoor 利用規定第5条及び本規定第3条の定めにより本人確認を経たのち行った一切の取引については、当行は契約者の正当な権限に基づく取引とみなし、ワンタイムパスワード、ワンタイムパスワードカード、ワンタイムパスワードアプリその他の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 郵送上の事故

当行がワンタイムパスワードカード・二次元コードを発行または再発行のうえ契約者に郵送する際に、郵送上の事故等当行の責めによらない事由により、第三者（当行職員を除く）が当該ワンタイムパスワードカードを入手したとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) ワンタイムパスワードおよびワンタイムパスワードカード・ワンタイムパスワードアプリの管理

- ① ワンタイムパスワードおよびワンタイムパスワードカード・ワンタイムパスワードアプリ・二次元コードは契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示、貸与、譲渡、交付等しないものとします。契約者に損害が生じた場合については、

- ② 本サービスのシステムメンテナンス等の実施に際し、当行が一時停止する場合。ただし、当行は ValueDoor 画面に掲載する等の方法により事前通知するものとします。
- ③ 契約者が当行所定の方法で一時停止を申し込み、当行が受け付けた場合。

第4条 免責事項

(1) 本人確認手段の不正使用等

ValueDoor 利用規定第5条及び本規定第3条の定めにより本人確認を経たのち行った一切の取引については、当行は契約者の正当な権限に基づく取引とみなし、ワンタイムパスワード、ワンタイムパスワード**端末**、ワンタイムパスワードアプリその他の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 郵送上の事故

当行がワンタイムパスワード**端末**・二次元コードを発行または再発行のうえ契約者に郵送する際に、郵送上の事故等当行の責めによらない事由により、第三者（当行職員を除く）が当該ワンタイムパスワード**端末**を入手したとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) ワンタイムパスワードおよびワンタイムパスワード**端末**・ワンタイムパスワードアプリの管理

- ① ワンタイムパスワードおよびワンタイムパスワード**端末**・ワンタイムパスワードアプリ・二次元コードは契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示、貸与、譲渡、交付等しないものとします。契約者に損害が生じた場合については、当

当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

- ② ワンタイムパスワードおよびワンタイムパスワードカード・ワンタイムパスワードアプリにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故のおそれがある場合は、当行宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびワンタイムパスワードカード・二次元コードの再発行の依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびワンタイムパスワードカード・ワンタイムパスワードアプリ・二次元コードにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、契約者に損害が生じた場合については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- ③ 当行が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当行所定の回数以上連続して伝達された場合は、当行は契約者に対するワンタイムパスワード認証サービスの利用を停止します。契約者がワンタイムパスワード認証サービスの利用の再開を依頼する場合には、当行所定の書面により当行宛に届け出るものとします。

(4) 郵便等の返戻

契約者の届出住所が不正確である為、あるいは、契約者が届出住所の変更の届出を怠った為に、当該郵便等が当行に返戻された場合は、当行は契約者に対する本サービスの利用を停止します。また、当該郵便等が郵便局等の留置期間経過等の理由で当行に返戻された場合は、契約者は当行にワンタイムパスワードカード再発行の申込を行うものとします。

行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

- ② ワンタイムパスワードおよびワンタイムパスワード**端末**・ワンタイムパスワードアプリにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故のおそれがある場合は、当行宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびワンタイムパスワード**端末**・二次元コードの再発行の依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびワンタイムパスワード**端末**・ワンタイムパスワードアプリ・二次元コードにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、契約者に損害が生じた場合については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- ③ 当行が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当行所定の回数以上連続して伝達された場合は、当行は契約者に対する**本**サービスの利用を停止します。契約者が**本**サービスの利用の再開を依頼する場合には、当行所定の書面により当行宛に届け出るものとします。

(4) 郵便等の返戻

契約者の届出住所が不正確である**ため**、あるいは、契約者が届出住所の変更の届出を怠った**ために**、当該郵便等が当行に返戻された場合は、当行は契約者に対する本サービスの利用を停止します。また、当該郵便等が郵便局等の留置期間経過等の理由で当行に返戻された場合は、契約者は当行にワンタイムパスワード**端末**再発行の申込を行うものとします。